

# みやぎ<sup>も</sup>森林<sup>り</sup>づくり助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 みやぎ<sup>も</sup>森林<sup>り</sup>づくり支援センターは、規約に定められた目的に従い、再造林を行う森林所有者に対して、苗木代金の一部を助成することとし、そのため必要な手続きを、以下に定める。

## (助成事業者の責務)

第2条 助成金の交付を受けた者は、この要綱の趣旨を十分に認識し、植林地の適正な管理に努めるとともに、森林の持つ公益的機能が高度に発揮されるよう努めなければならない。

## (助成対象)

第3条 助成金は、公有林及び法人登記をしている団体等を除く個人が、自己所有林の再造林を宮城県の造林補助事業によって実施した場合に助成する。

## (助成金の額)

第4条 助成金の額は、ヘクタール当たり12万円を限度として、造林面積に応じ比例配分した金額とする。

- 2 助成金の交付は年1回とする。秋季以降の造林については翌年度の交付とする。
- 3 助成金の額は、千円単位とし、千円未満は切り捨てる。

## (交付の申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載したみやぎ<sup>も</sup>森林<sup>り</sup>づくり助成金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所
  - 二 造林補助事業の内容
  - 三 その他必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 造林事業補助金申請内訳表の写し
  - 二 助成金振込先銀行口座(金融機関名、本・支店、預金種目、口座番号、名義人)
  - 三 その他必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第6条 助成事業の申請を受けた場合においては、当該申請書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その申請に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を確定し、当該助成申請者に通知(様式第2号)するものとする。

(助成の条件)

第7条 事業計画の内容の変更をしようとするときは、変更後の内容について、承認を受けなければならない。

(助成金の交付方法)

第8条 助成金は、助成金の額の確定後に20日以内に交付するものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月17日から施行する。

様式第1号

令和 年度みやぎ<sup>も</sup>森林<sup>り</sup>づくり助成金交付申請書

令和 年 月 日

みやぎ<sup>も</sup>森林<sup>り</sup>づくり支援センター理事長 殿

(申請者/森林組合)

住 所

氏 名

㊟

令和 年度みやぎ<sup>も</sup>森林<sup>り</sup>づくり助成金に係る事業を、別紙事業計画書のとおり実施したので、助成金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

(事業内訳)

番号	事業地の住所・林小班・所有者	樹種・本数	造林面積	備 考
	( 別 紙 の と お り )			

(添付書類)

- 1 造林事業補助金申請内訳表の写し
- 2 助成金振込先銀行口座（金融機関名，本・支店，預金種目，口座番号，名義人）
- 3 その他必要と認める書類

様式第2号

令和 年度みやぎ<sup>も</sup>森林<sup>り</sup>づくり助成金交付決定書

番 号  
令和 年 月 日

申請者 殿

みやぎ<sup>も</sup>森林<sup>り</sup>づくり支援センター  
理事長 ○○○○

令和 年 月 日付けで申請のあった、下記造林地に係るみやぎ<sup>も</sup>森林<sup>り</sup>づくり助成金について、次のとおり、交付金額が決定したので、指定振込先銀行口座に振込みます。なお、森林組合が複数の森林所有者に係る助成金を一括して受領した場合は、個々の森林所有者の受領印の写しを返送して下さい。

記

(造林内訳)

番号	造林地の住所・林小班・所有者	樹種・本数	造林面積	交付金額